



## 長期休業中にリフレッシュ!! 心と体の健康のために計画的な休暇取得を

長期休業は、私たち教職員の心と体の健康回復と、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図る絶好の機会です。休暇制度を積極的に活用し、心身ともにリフレッシュしましょう。また、部活動休養日について適切に設定しましょう。

### ☆年次休暇

9月1日を起算として、年間20日付与されます。翌年度に繰り越すことができるのは20日が限度です。残日数が20日以上ある場合は8月31日までに取得しましょう。

### ☆夏季休暇【特別休暇】

7～9月の期間内に、5日取得できます。日単位に分割可能です。週休日等は除かれます。

### ☆リフレッシュ休暇（キャリアアップ休暇）【特別休暇】

勤続期間が15年を超えた教職員は連続3日（16年目、17年目の年度に。週休日等を除く）、勤続期間が25年を超えた教職員は連続5日（26年目、27年目の年度に。週休日等を除く）取得できます。（2年以内）

### ☆振替

土日の部活動や大会参加など、週休日の勤務に対する振替が、直近の長期休暇中に取得できます。

## 「学校閉庁日」 3年め

県立学校では2018年度から、盆・年末年始等に学校閉庁日を設定しています。仕事と休みのメリハリをつけることで教職員の疲労や心理的負担の軽減をはかることを趣旨とするものです。

県では盆期間の推奨する期間は3日程度としています。（年次休暇、夏季休暇等での対応、各学校の実情に応じ近接する期間に学校閉庁日を設けることとして差し支えない）



# 「勤務場所外研修」をとろう！

## ～ 最低一人一日を申請しよう ～

教育公務員特例法（教特法）により、「教育公務員はその職責を遂行するため絶えず研究と修養に努めなければならない。」（21条）とされています。そして、その勤務の特殊性から、「教員は授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」（22条）とされています。

積極的に研修を行うことを県教委は認めています。現場では管理職により認識が違い、その軋轢の中で「面倒くさい」と思い、取得していない組合員も多いのが実情です。

しかし、制度を活用しなければ制度そのものなくなる可能性もあります。教員免許更新制のような10年に1回の講習や研修ではなく、教職員自らが自主的に行う研修によってこそ本当の実力がつくと考えます。研修は教育公務員の権利であり、義務でもあります。**長期休業中最低1人1日は「勤務場所外研修」を申請しましょう。**これまでの経過の中で、県教委と以下の内容について確認されていますので、積極的に勤務場所外研修を取得しましょう。

### 「勤務場所外研修」について

1. 研修は教育公務員の権利そして義務であり、勤務場所外研修は積極的に行うべき。長期休業を利用し研修を行い、教員としての力量を高めてもらいたい。県民にも教員が研修していることを理解してもらう必要がある。
2. 研修内容、場所は教育公務員として県民が納得できるものであること。**具体的な場所として、図書館、博物館、美術館、諸施設、内容として企業・団体等の各種研修・セミナー等への参加、競技会観戦研修、野外フィールドワーク**などが考えられる。
3. 申請書・報告書は簡潔なものでよいが、第三者が見て納得できる内容であること。
4. 自宅での研修は自宅で行わなければならない理由があれば可能である。そのことも申請書に記入すること。
5. 研修に参加するための時間や、報告書作成のための時間も当然研修時間に入れる。

高教組がこれまで全組合員に夏季休業明けに実施してきた「休暇および勤務時間等に関する調査」によると、「あなたは夏季休業中に勤務場所外研修を何日取得しましたか」の問いに対し、近年は若干ですが「0日」が減少し、「1日」が増加しています。

	2012年	2017年	2018年	2019年
0日	90.6%	89.2%	88.4%	87.6%
1日	4.2%	6.3%	5.6%	8.0%
2日	1.9%	2.0%	1.9%	1.6%
3日	1.2%	1.2%	1.1%	0.6%
4日以上	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%

ちなみに、2001年の調査結果では「0日16%」「1～2日8%」「3～5日26%」「6～9日37%」「10日以上13%」でした。